

のである。

文部省告示第八號

教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百十八號)
 (以下「施行法」という。)第二條第一項の表の第二十四號
 の規定により、次の表の上欄に掲げる學校等をそれぞれそ
 の下欄に掲げる教員養成機關として指定する。

昭和二十五年三月十七日

文部大臣 高瀬莊太郎

上	欄	下	欄	備考
一、省略	省	略	省	略
二、省略	省	略	省	略
三、専門學校の入學資格を有する者を入學資格とする幼稚園令(大正十五年文部省令第十七號)第十條第五號の規定により、都道府縣知事が指定した學校であつて、一年以上幼稚園教員養成課程を有するもの	施行法第二一條第一項の表の第二十四號の上欄に規定する教員養成機關	昭和二十四年度の修了者に限る		
四、省略	省	略	省	略

(以上二項—文部省初教育課)

ユニセフ寄贈物資による保育所給食範圍の擴張について

ユニセフの好意による保育所給食は從來、東京、大阪、京都、北海道、宮城、神奈川、新潟、愛知、兵庫、廣島、愛媛福岡の十二都道府縣三八施設において行はれて來たが、今般その實施範圍を更に、山形、福島、富山、岡山、長崎、香川高知の各縣にも及ぼすこととし、これらの各縣宛以下のような通牒が發せられた。(なおユニセフ給食については本誌四八卷十一號三五頁以下参照)但し擴張施設數及び指定施設の名稱等は未定である。

兒U第六〇號

昭和二十五年四月三日

厚生省兒童局長

知事殿

ユニセフ寄贈物資による保育所給食の實施範圍

の擴張について

ユニセフの好意により我が國の兒童に對して贈與された脱脂粉乳による保育所の給食は、昭和二十四年十一月より十二都道府縣三八保育所において實施して來たのであるが、今般この範圍が擴張され貴縣においても別紙ユニセフ給食實施要

領並びにユニセフ給食事務取扱要領にもとづき、實施されることになつたから、指定をうけた各施設に對しては左記各項御了知の上これが趣旨の周知徹底を圖ると共に、その指導には特に留意の上所期の目的達成に遺憾のないようせられたい。なおこの物資取扱については昭和二十四年十月二十七日發第二四號「ユニセフ物資取扱要領について」等により處理せられたい。

記

- 一、この給食はユニセフ本部から特に模範的給食施設として指定された保育所において實施されるものであること。
- 二、この給食の實施に當り、都道府縣は前項の施設と同一市内の同一環境にある保育所を調査對象施設として選定し種々の検査觀察等の比較を行うものである。
- 三、この給食のためユニセフから供與されるミルクは一人一日五〇瓦であるが政府から特別配給する物資は味噌、醬油、砂糖、油、澱粉小麦粉であること。
- 四、この給食の營養標準量を確保するため都道府縣はユニセフミルク及び政府配給物資にのみ依存することなく魚介その他給食材料の特別配給にため又調理の指導についても常に意を用いたえず給食内容の充實向上を圖ること。
- 五、給食の方法は概ね左によること。
 - 第一回（午前九時半） ミルク（二五瓦）
 - 第二回（正午） ミルク入副食物（ミルク二五瓦）
 - 第三回（午後三時） ミルク（二五瓦）
- 六、この給食をうける兒童の給食費は凡て無料とし、これが所要經費は國及び施設所在の都道府縣並に市において負担するものであること。（負担区分等については別途通知の豫定である）

七、給食運営會の組織については昭和二十四年五月十一日見發才四〇一號通知（保育施設給食事務の取扱について）の別紙保育施設給食運営會規程準則を参照すること。

八、給食施設に對する注意事項

- (1) 調理室、食器、鍋、釜等は清潔を保ち常に衛生上の注意を喚起すること。
- (2) 火災豫防について萬全の措置を講ずること。
- (3) 直接調理を担当する者の健康状態に注意して急性傳染病の豫防をはかること。
- (4) 給食物資の調理については營養、味、色等についても細心の注意を促し、單に配給をうけた物資を機械的に給與することのないよう工夫すること。
- なお毎日の給養内容については使用量、熱量、蛋白質、所要經費等を記しておくこと。
- (5) 給食用物資取扱には特に責任者を定め一定の貯蔵室を設け盜難、損耗、清潔等に留意すること。
- (6) 施設附設菜園の經營、兎、山羊等の飼育、養魚を奨励するべく給食に利用すること。
- 九、この給食の實施により昭和二十四年五月十一日厚生省發兒才第三八號厚生農林次官連名通知による給食は置き替りされるものである。
- 十、ユニセフ物資の取扱方法等については別に通知の見込である。
(以上一項目一厚生省兒童局保育課)